

- 本誌は、毎月1回、都道府県石油組合、北海道18石油組合、共同事業部会委員、農林漁業部会委員に配信しています。
- 全石連のホームページ“石油広場：<http://www.zensekiren.or.jp/>”に最新号から1年前のバックナンバーまで掲載しています。
「石油広場 トップページ」⇒「各種情報」⇒「共同事業グループニュース」

(目次)

1 秋期キャンペーン9月よりスタート

2 共同事業総合カタログ「May I Help you?」の発刊

3 名入れカレンダー2020年版のご紹介

4 中型生命グループ保険の最新加入状況

5 一般社団法人全国石油業退職金共済会(全退共)からのお知らせ

6 国A総括表に記載する“月”の確認について

1 秋期キャンペーン9月よりスタート

今年も恒例の秋期キャンペーンを9月から11月まで実施します。期間中は洗車用タオル・ロール紙・リサイクルトナー等を特別価格で提供します。是非この機会を逃さずご利用ください。

また、資材斡旋商品を販売する際に中型生命を紹介することで、新規・追加加入に繋がるケースもあり、資材、共済の両面からのアプローチで相乗効果が期待できます。是非、一人でも多くの組合員が加入されるよう、お声がけ宜しくお願ひします。

8月26日(月)付けのぜんせき新聞に折り込む「共同事業インフォメーション：夏秋号」でキャンペーン対象商品や注目商品を紹介します。同インフォメーションのA3判が必要な場合は、資材チームまでご連絡ください。

なお、キャンペーンの組合別の伝票類・洗車用タオルの目標は、8月22日開催の共同事業部会において正式決定することとなっていますので、あらかじめご了承ください。

	キャンペーン期間	主な対象商品
資材部門	9月2日～11月29日	洗車用タオル5円引き(一部除外あり) 国産ロール紙(652)8円引き、他5円引き 輸入ロール紙5円引き リサイクルトナーカートリッジ500円引き タオルクリーンSS350円引き 洗車機用ケミカル10%Off
中型生命部門	9月2日～12月25日	新規加入10人

2 共同事業総合カタログ「May I Help you?」の発刊

日々のSS経営に役立つ商品を満載した共同事業総合カタログ「May I Help you? (2019-2020 保存版)」を現在、作成中です。8月末日までに組合員数を基準とした部数を組合事務局に送付させていただきますので、ご多忙の中、お手数おかけしますが、組合員への配布をお願いいたします。

3 名入れカレンダー2020年版のご紹介

年末のノベルティ品として好評いただいています名入れカレンダーを今年度も斡旋します。文字のみのシンプルなもの、3ヶ月分の予定の書き込みができるもの、世界遺産等の風景写真が使われているものと幅広く取り揃えています。

今年度も「May I Help you?」の発送に併せてチラシを同梱させていただきますので、こちらにつきましても配布方をお願いいたします。

4 中型生命グループ保険の最新加入状況

中型生命グループ保険の8月1日現在の加入者数は、7,087人です。(前月7,288人、前月比201人減)

例年、中型生命の更新月である8月は解約者数が多くなりますが、7,000人台を下回る状況が近付いてきました。保険制度の運営に直ちに影響を与えることはありませんが、一定規模の加入人数を維持することが制度の安定運営に繋がります。

保険商品には補償内容を広げるために様々な特約を設定され、その仕組みが複雑になっている商品もありますが、中型生命は“被保険者が病気、事故でお亡くなりになった時に保険金が支払われる、シンプルな商品です。

中型生命は従業員の家族への死亡弔慰金として利用できる保険商品であることを秋のキャンペーン期間に組合員の皆様にPRすることで、中型生命の認知度を高めていただきますようお願いいたします。

5 一般社団法人全国石油業退職金共済会(全退共)からのお知らせ

石油組合の組合員を会員として従業員の退職金の積立(特定退職金共済事業)を行ってきた全退共は、本年10月1日をもって特定退職金共済事業を廃止し、会員には独立行政法人勤労者退職金共済機構が行う退職金積立事業(中退共)に移行して退職金積立を継続することを提案してきました。

この度、中退共への移行を決定した会員(348社・加入者約1,400人)向けの最終的な事務手続きの案内を7月29日に行っています。

本件に関し組合へお問い合わせがありましたら、全退共事務局(03-3593-5850)をご案内ください。

6 国A総括表に記載する“月”の確認について

国A総括表は販売した月ごとに作成することとなっております。総括表タイトルの直下の「令和 年 月分」の箇所(①)に販売した年月を記載し、「購入日付」欄(②)には台帳通りに購入日を記入することとなります。(過去の分を追加申請する場合も販売した月ごとに総括表を作成、また既に申請している分と重複しないよう注意が必要です)

今般、対象月①と購入日の記載月②が違っている例が発見されました。元売会社の還付申請前に発見されたので、集計内容の修正を行うことで大事には至りませんでした。発見が遅くなればなるほど還付申請の修正申告が必要になり、元売会社も含めた集計の修正等に多大な作業を要する可能性があります。

つきましては、登録業者に上記総括表の記載方法のご指導の徹底方をお願いいたします。

また組合におかれましても総括表の記載内容の確認の徹底をお願いいたします。

